**後援および補助金に関する細則**

特定非営利活動法人　千葉市音楽協会（以下、本会と称する）の、会員の演奏会、事業、行事等（以下、演奏会等と称する）に対する、後援および補助金に関する細則を定める。

第1条（目的）

　　本会の会員のより活発な活動を支援し、もって本会の活性化を図ることを目的とする。

第2条（対象）

　　本会の会員の演奏会等のうち、本会が、適当と認めるもの。

第3条（内容）

　　第2条の対象に対し、申請があったものについて、次のようにする。

　　　　後援・・・当該演奏会等を、千葉市音楽協会名で、後援する。

　　　　補助金・・後援する、当該演奏会等のうち、条件を満たすものについて、補助金を支

給する。

第4条（後援申請）

　　本会の会員は、入会したその日から、会員主催の演奏会等について、本会の後援を申請で

きる。申請は、所定の様式をもって、本会会長宛に行う。

第5条（後援承認）

　　本会会長は、申請のあった演奏会等について、後援の承認可否を決定し、会員に通知する。

第6条（後援の表記）

　　本会の会員は、本会の後援を得られた演奏会等について、その旨の表記ができる。

第7条（補助金）

　　補助金は、後援対象の演奏会等のうち、所定の様式により補助金申請のあった次の条件を満たすものについて、理事会の承認を以て決定し支給する。

1. 当該演奏会等の主催者が、当会の団体会員であること。
2. 団体会員として、1年を超える活動実績があること。
3. 団体会員の登録数の、80％以上のメンバーが、当該演奏会等に参加すること。

第8条（補助金額）

　　補助金額は、1回の後援に付き、10,000円とし、会員の指定の方法により支払うものとす

る。

第9条（回数）

　　補助金は、当該会員に対し、年間1回のみとする。2回目以降については、支払わない。

　　期間は、4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。

第10条（報告）

　　補助金の支給を受けた事業については、終了後、速やかに本会に対して結果を報告する。

第11条（改訂）

　　当細則は、理事（団体理事含む）または事務局の発議により、理事会の決議をもって改訂

できる。

制定　　　：　2017（平成29）年8月23日

改訂記録　：　2021（令和3）年3月25日